

市内公共施設を利用される皆さまへ

ご利用の皆さんに、「新しい生活様式」による下記の感染予防対策を行っていただくことで、市内公共施設をご利用いただけます。

実施期間 12月1日（火）～ 令和3年2月28日（日）

- ◆ 貸室は定員内の人数でご利用いただけます。
- ◆ 体育館など一部の屋内施設は、利用がスポーツの場合に限り利用制限を継続します。
- ◆ 食事を伴う場合の利用人数は、これまでどおり定員の1/2以内となります。
- ◆ オープンスペースは、十分な距離をあけてご利用いただけるよう、いすの数を減らしています。いす・テーブルを移動させないでご利用願います。

※ ご利用条件や感染予防対策を変更する場合は、市ホームページや施設窓口などでお知らせします。

※ 本市や近隣地域でクラスター感染（集団感染）が生じた場合など、感染状況により対応方針の見直しや利用の全面停止を行うなど必要な措置を講じてまいります。

1 感染予防対策 共通事項

- 参加者は自宅で検温し、症状の重い軽いにかかわらず、発熱や倦怠感等の症状がある人は利用を控えてください。
- 咳エチケットを守り、マスクを着用してください。
 - ※身体的・活動内容などの理由により、マスクの着用が難しい場合を除きます。
 - ※スポーツ施設では運動時以外はマスクを着用してください。
 - ※屋外で他の人と2メートル以上の距離がとれる場合は、マスクの着用は不要です。
- 手洗いや手指の消毒（各館入口等に設置）を行ってください。
- 十分な人と人との間隔（1メートル以上）をあけてください。
- 大声を発する利用については、人と人との間隔を2メートル以上あけてください。
- 会話をするときは、可能な限り真正面を避けてください。
- 原則として参加者の接触、大きな声を出す、近距離での会話など飛沫が飛散する行為は控えてください。

【追加】食事をとる場合は、4人以下の単位に分かれ、真正面を避けるなど十分な間隔をあけてください。（例：定員20人の調理室の場合、利用人数の上限は10人ですが、食事の際は、例えば3人・3人・4人の3グループに分かれてください。）

【追加】飲食しながらの会話は控えるとともに、会話をする時はマスクを着用してください。

- 使用責任者はチェックリストを受付に提出するとともに、参加者等の名簿（氏名・連絡先）を作成してください。
 - ※市民センター等の使用責任者は名簿を1カ月程度保管し、市の求めに応じて提出してください。スポーツ施設の使用責任者は、受付に名簿を提出してください。



2 市民センター等、まちづくり協働センター、総合福祉保健センターをご利用の方

- 窓がある会議室は、30分に5分以上、窓やドアを開けて換気を行ってください。

※窓等を開けて換気している間は、周辺の迷惑にならないようご配慮ください。
※窓がない部屋、周辺住民のプライバシーを守るため窓を開けることができない部屋は、機械換気設備を運転して換気を行います。



- 一般参加の催し、講座の開催においては、演者と参加者との間隔を2メートル以上あけるとともに、一般参加者を含めた名簿を作成してください。

- 使用者は、利用後（利用時間内）に使用した机・ドアノブ・照明等のスイッチ・備品等の消毒を行ってください。（受付時に消毒用品を貸与します）



3 三田市総合文化センター（郷の音ホール）をご利用の方へ

- 一日2回換気時間を設けます。
※換気時間(12時～13時、17時～18時)の利用はできません。

- 施設使用時には、室内換気を行うため空調使用料が必要となります。

- 練習室・リハーサル室で2時間以上継続して利用する場合は、10分程度の換気を行ってください。



4 屋内スポーツ施設（体育館等）をご利用の方へ

- ドア、窓等を開放して換気を行ってください。

- 体育館内、マシンジム、更衣室・シャワー室などは、利用人数を制限します。

- 使用者は、利用後（利用時間内）に使用した施設の備品（卓球台）等の消毒を行ってください。
（受付時に消毒用品を貸与します）

- 利用後は、通常使用時と同様にモップがけを行ってください。



5 屋外スポーツ施設（野球場、テニスコート、グラウンド等）をご利用の方へ

- 熱中症対策を行ってください。

- 更衣室、シャワー室は、利用人数を制限します。

